

# 令和6年第10回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和6年12月13日（金）午後 1時30分開会

議 場

委 員 長      根      本      謙      一      君

副委員長      星                      次      君

○出席委員（9名）

1 番      櫻      井      幹      夫      君

8 番      星                      次      君

2 番      小      柴      葉      月      君

1 1 番      鈴      木      繁      明      君

3 番      荒      川      佳      一      君

1 2 番      横      山      知      世      志      君

5 番      長      嶺      一      也      君

1 5 番      根      本      謙      一      君

7 番      小      島      裕      子      君

○欠席委員（1名）

4 番      山      内                      豪      君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 次 長                      関      本                      達      君  
兼 総 務 係 長

開 会 （午後 1時30分）

○副委員長（星 次君） 改めて、皆さん、こんにちは。昨日までの議会、ご苦労さまでございました。

それでは、ただいまから第10回の議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） それでは、皆さん、ご苦労さまです。

本当に先ほど副委員長からお話ありましたように、昨日で12月会議、一応閉じられましたけれども、翌日、お疲れのところではありますけれども、本日第10回の議会改革推進特別委員会を開催させていただきました。よろしくお願いいたしますと思います。

鋭意努力して皆さんの絶大なるご協力の下、整理をしまいいりました。もう最終段階、本日でしっかりまとめ上げまして、しかるべき時期に本会議上程ということで進めていければいいなというふうに思っております。

さきの高嶋講師先生のご助言もいただきながら、鋭意検討を重ねてまいりました。事務局のご努力もいただきながら正副委員長で整理し、資料として皆さんにお渡ししてあります。主にこれに基づいて最終的な整理、まとめに入ってまいりたいと思います。

論点は、やはり第三者委員会の設置の件でありますので、本日、時間の許す限り、鋭意努力してまとめたいと思います。しっかり皆さんのご意見も出していただきながら進めさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入ります。お手元の資料1をお目通しいただけたかなと思いますが、まずは先ほどご挨拶の中で申し上げました一番肝腎な論点でありました第三者委員会の設置のことで、なかなか厳しいものがあるという、ハードルが高いという中で、高嶋先生のご助言もあり、さらに検討を重ねて整理されたのがこのフロー図であります。と申しますのは、高嶋先生の講評の中で、第三者委員会の設置について疑問点が出されておりましたので、我々は第三者委員会ということの念頭での整理ではなかったのですが、そういうふうに受け止められての講師先生のご講評だったので、再度この点について整理しなければならないということで来たと思っております。ここに資料として出したのは、第三者委員会の設置をやめて、全て議会運営委員会のほうで決定をしていくと、また冷静に議論を積み重ねた結果、それも可能であろうというところで整理したというふうに認識しております。この点のご異論ないかなと思いますけれども、確認はさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、このフロー図、今の論点のところも含めて、再確認の意味で事務局のほうからご説明いただければというふうに思います。

では、関本次長お願いいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 皆さん、お手元にお配りしましたカラーの表裏のを見

てください。基本、表がハラスメントを認定するというふうに判断する場合のフローで、裏が不認定と判断する場合のフローになります。その①番から⑤番までは同じ流れになっております。

ただ、その中で省略した部分がございます。前は議長に上げるまででとどまるという矢印も中にあったのですが、流れとしまして相談者から町長名で上がってくるということを考えると、基本的にはそこで調査をしないという流れはあり得ないのかなということで、前あったここの議長に報告するだけでとどめるよというような流れのところは削除しました。

そのまま③、④、⑤と調査をして、相談者から聞き取りをして、当該議員からも聞き取りをする、関係者から聞き取りをするというところまでは同じでございます。ここで議運のメンバーの過半数がハラスメントと認定した場合についてはハラスメントの認定、そして逆に過半数が不認定というふうに判断した場合にはハラスメント不認定というふうにして流れていくと。この後の流れについては、前回まで説明したものと同じになります。

大きな流れについては以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

それで、次にもう一枚のペーパーを御覧になってください。委員長私案ということで、こんなふうと考えての整理をしましたというところです。当然議論の余地はあろうかと思しますので、それはこの後、皆さんから十分にいただいてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。読み上げる形になりますけれども、よろしくお願いいたします。

「第3者委員会の設置」から「有識者の意見参考も」というところに戻す理由他説明ということでありますけれども、まず大前提に、この条例の制定趣旨を少し述べさせてもらいたいと思います。

この条例制定は処罰すること自体が目的ではなく、ハラスメントの根絶・防止であり、抑止力に重きを置く趣旨としています。前文で述べていますように、「ハラスメントは人権侵害である」ことから社会全体の認識も厳しくなっており、私たち議員も意識改革が必要であります。ハラスメントへの認識を新たにして、高い倫理感と使命感に基づく議員活動と、より冷静かつ真摯な議論の場としての議会づくりを一丸となって目指し、もって住民福祉の向上に資するためのものでありますということをまずやっぱり述べたほうがいいなと思いました。

次に、箇条書のところに入ります。まず、1点目ですけれども、第三者委員会の設置はあまりにもハードルが高い。一定の予算措置が必要なことや委員の選定含め、時間が相当必要になります。加えて、審査等で会議開催複数回とさらに日数を要することになると想定できることから、結果が出るまで相当の期間を要すると考えられます。あわせて、議員によるハラスメント解決のために税金が多額に投入されることについて町民に理解されるだろうかと懸念を持つものであります。

2点目、証人、客観的証拠など判断材料がある場合は、議会運営委員会において十分に審査した上で過半数により結論を出せると考えられます。

3点目、当該議員がそのつもりはなかったなどと、あくまで否定しましても、2点目の証人や客観

的な証拠に基づいて良識的な判断がされた結論を尊重して決定できると考えられます。

4点目、当事者同士（1対1）による事案で客観的証拠なしの場合について、双方の意見相違の場合は判断が不可能であり、困難であるとの結論とせざるを得ないと考えられます。

5点目、当該議員が議会運営委員会での審査結果認定（名前の公表に）について不服がある場合は、直接司法の場に訴えることとなるであろうということです。

6点目、議会運営委員会はスムーズな議会運営を決定する枢要機関であります。「会津美里町議会の運営に関する基準」、第12章、議会運営委員会（138—142）により、「チ 議会内の秩序の取扱い」や「ネ 専門的事項に係る調査」などを踏まえた協議結果を全員協議会において報告し、その結果については、議員はこれを遵守すると規定しております。

こういうことから考えまして、先ほどのフロー図のように整理したものであります。このことに関して、議員各位からもいろいろ質問や、あるいは議論の余地は十分にあると考えられることから活発なご意見をお願いできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。意味不明なところとか、ちょっと理解に苦しむとか、何でもいいです。とにかく出してください。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 確認させてください。今の部分は、議運あるいは全協あたりに公表はしないということですか、それともこれ出すということですか。これは委員の中でとどめておくということなのか、それとも皆さんにこれもお示しするのか、そこら辺の確認だけ。

○委員長（根本謙一君） 今読み上げたものですか。

○12番（横山知世志君） そうそう。

○委員長（根本謙一君） いや、全協でこの後、予定としては、今日でこの会議で全てこれでいいというふうに全会一致で確認、整理できましたらば、当然しかるべき全協で説明するようになります。その後いろいろなご意見あるかもしれませんが、説明責任を果たして、それから上程手順に入るということになります。ですから……

○12番（横山知世志君） そうではなくて、これそのもの……

○委員長（根本謙一君） 説明の中で当然言いますから、出すつもりはありませんでした。

○12番（横山知世志君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） ただ、説明でこれを使います。皆さんの了解をいただければ。

○12番（横山知世志君） そういうことですね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○12番（横山知世志君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） すみません、ちょっと前置きが長かったかもしれませんが、そんな考え方でおります。

○12番（横山知世志君） それでいいと思います。

○委員長（根本謙一君）　いかがでしょう。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　今説明いただきました（5）の部分についてでございます。当該議員が司法の場に訴えた場合、その司法の場で結論、結果が出るまで公表はしないということになりますか。

○委員長（根本謙一君）　そこも私、大変気になっていたところなので、これは皆さんと議論しなければならないところではないかなというふうに思っておりました。いわゆる確定したと、認定ということですね、認定された。ただ、それが直、すぐ公表ということにならないと思います。一応当該議員、それから町のほうにもこういうふうに結果が出ました、認定と出ましたといって通知を出します。その後に、いや、当該議員が認めないという場合にどうするかということですから、公表する前であるならば、いろんなやり取りがそこで生じると思います。当然こういうことだ、ああいうことだという認定された説明責任を果たしていくのに、それでも納得しない場合は、司法の場にというところに当該議員はならざるを得ないと思うので、納得しなかったらそっちのほうにいく場合ですから、そこで公表してしまっているのかどうかというのは、これは皆さんとここで議論したいなと思っていました。これ公表してしまってからでは、また大きな問題になってしまうかなという懸念は私の中にはありました。この辺を皆さんどういうふうに考えられるかなというのは、お一人お一人からのご意見いただきたいなと思っておるところです。まさに私の一番懸念のところはそこでした。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　ご説明ありがとうございました。議運で認定した後、司法の場に訴えられて、逆転する可能性もなくはないので、やはり公表につきましては、司法の場に訴えられたときには、司法の場で結論が出るまで公表はできないのかなというふうに私は思いますので。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　関本次長、どうぞ。

○議会事務局次長兼総務係長（関本　達君）　今の件なのですけれども、司法の場に訴えたときという話でしたけれども、議会としてハラスメントの認定を出したということを裁判所に訴えても、何の裁判になりますか。

○委員長（根本謙一君）　長嶺委員。

○5番（長嶺一也君）　議会が認定した場合をちょっと思ったのですけれども、議会が認定した場合のケースを考えまして、それを議会が認定した後、当該議員が司法の場に訴えたとき、司法の場で…

○委員長（根本謙一君）　関本次長。

○議会事務局次長兼総務係長（関本　達君）　その場合、訴状は何になるのかなというところなんです。何もまだ対外的に名誉棄損とかになっていない状況で何を訴えるのですかということになると思います。要は、公表されたことにより自分は名誉棄損になったということから裁判になる可能性はあると

思いますけど、その前の時点で裁判になるということがあるのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、そこは大丈夫ですか。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私も今のは疑問なのですが、結局訴える人はいわゆる被害者とされた人を訴えるのか、それとも議運を訴えるのか、その辺の区別が全然出てこないわけですから、ちょっと今の次長に私は同意したいなと思います。

○委員長（根本謙一君） いろんな捉え方はあるかと思います。これは全員にご意見いただきたいところです。

私がこれを整理しているときにちょっと懸念を持ったのは、公表前と後では訴える相手が変わるのかななんて考えたのです。公表がされる前ですと、当該議員はやっていないのだから、やっていないのに訴えられたという、そこはちょっと整理がつきにくいところなのですけれども、やっていないのをやったとされたというところで相談者を訴えることになるのか。訴えることができるのかというのと、公表されたから議会に対して名誉棄損で訴えると、これは容易に想像できますけれども、そうすると相手は議長になりますよね。そうすると、大変な重いことになってしまうのだなという、そこをすごく行ったり来たりで自分の中ではなかなか整理がつきにくい。

ただ、今の関本次長のご助言だと、そこは公表前なのだから、名誉棄損も何も、まずそこには当たらないだろうというのも一つ論理として成り立ちますよね。ここは、しっかり議論しておく必要があるなと思います。

横山委員は、関本次長の助言をそういうことだろうというふうに即理解されたようですが、皆さんはどんなふうに考えられますか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も、先ほど手を挙げたときに、今の（5）番のことについてちょっと確認したかったのですけれども、これは私の経験もあるのですが、弁護士先生、弁護士の人にやっぱりそういう司法の関係なので相談すべきではないかなと思います。我々で今の知識の中でいろんなケースを話ししても、それ以外のことも出てくる場合もありますので、その点やっぱり専門家のほうにこの点だけは確認しておいたほうがいいのかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員のご意見でした。これも踏まえておきたいと思います。

7番、小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 今結局、公表に関してやっぱり司法の場に訴えるか、訴えないかというところなのだと思いますけれども、認定されてから公表されるまでの時間差があると思うのです。その時間差の中で、その認定に対して不服があれば訴えるということになるのでしょうかけれども、その場合、公表までの間に納得、承諾していただけるか、それとも承諾できないかという意見というか、そういったこ

とは確認はできると思うのです。その辺があつて、またどういうふうになっていくかというふうに続いていくと思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 言わんとするところは分からなくはないのですけれども、ただここには不服がある場合だから、時間が幾らたつて説明されて、こういうことだから認定しましたよ、議運で5人の方が証拠あるいは証人からいろいろ調査させていただいて、伺って、結果として認定だつて出たわけですので、それを不服として訴える場合は、幾ら時間がたとうと、やっぱり不服は不服のままदैいつてしまうのかなと思いますけれども、ただ小島委員の言われることも理解はできなくはないです、確かに。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 司法の場に訴えるというのは、認定されてか、あるいは公表に対してかということで本題も変わってくると思いますけれども、ここら辺は判断つかないですね、ちょっと分からないな。

○委員長（根本謙一君） だから、認定されたことでそれを訴えるということが可能なのか、訴える根拠になるのか、何を訴えるのかというところになりますよね。ですけれども、これはその時点でもう訴状、司法に訴えるということはちょっとなり得ないのかなということは考えられますよね。公表されて、初めて訴状のテーマになり得るということを考えると。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） だから、荒川委員のように、やっぱり弁護士に相談するとか、そうしないとちょっと判断つかないですね。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） いわゆる認定をする議会運営委員会が基準にのつとつて、それぞれ議論を重ねながら下した認定でありますので、私はそこはそこで公表というふうにしたらいいのではないのでしょうか。相手がどうしてもつて言うのなら、それは誰を訴えるのか分からないけれども、そこはそこでやつてもらつたらいいのではないですか。今でもあつちこつち全国で疑惑の中でも公表されている部分がいっぱいあるわけですから、ここはあくまでも議運が正規な手順なりを踏んで認定したということがやっぱり大きな意味を持つわけですから、そこはそこで公表すべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） それも一つの論理だと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今横山委員がおつしゃつたことに賛同いたします。

議会で認定、不認定を決めたことにつきましては、議会の責任の下、公表すると。公表した後、当該議員が不服ということであれば、そのときはそのときに司法の場に訴えていただくという形のほうが議会としてもすつきりするのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

ここで櫻井委員と小柴委員にもご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） まず、いわゆる被害を受けた方、ハラスメントを受けた方が司法の場に出ることを選ばず、議会に対して相談をして、議会運営委員会が開かれたことになれば、その時点で加害者の議員は司法の場に訴えるということにはまずならないと思うことと、審査の結果として公表になった場合に、本来被害の方は表に出さないために相談をしたので、その人が訴えることにはまだならないと思います。その上で、公表に対して加害者が訴えるのであれば、恐らくやはり名誉棄損しかないと思うので、イコール公表されていなかったことに対して、こういうことがあって私は今名誉を傷つけられていますという形での訴えになると思うので、現実的にはそこまでしなければならない議員の状況があれば、それは致し方ないのかなと思います。

ただ、皆さんおっしゃるように、今決める条例の中で名前の公表というのであれば、やはり公表まですべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

先ほど横山委員の中に話ありましたように、こういう事案が当然起きれば、情報は議会として公表しようが、しまいが、結局この騒動、事件は当然表にも出ていきますよね、情報として。当然新聞、メディアは議会に対してはいつも注目している立場なので、そういう情報を耳にしたら、聞きつけたら当然取材もしますし、そうした場合に誰だ、誰だということは当然に町民をはじめ皆さん、関心と呼ぶところです。当然、誰々らしいというところまで、ついついってしまうことは十分に考えられますから、議会として公表という形を取らなくても、もう半分公表したみたいなふうにして本人を知られていってしまうという現実もありますよね。ただ、それが当該議員が訴える一つの根拠になるということちょっと考えにくい。議会として公表したから名誉毀損だというところがやっぱり一番の肝腎なところかなというふうには思いますけれども、でもいわゆる証人の証言があり、それから客観的証拠があって、議運の5人がしっかり調査、審査して決定を出したものが覆るようなことは私はあり得ないと思っている。覆るという、間違っていましたなんてことはまずあり得ないと思いますから、横山委員の言われたことで整理できるのかなというふうなことをも今考えているところです。

小柴委員、いかがでしょう。喉、大丈夫ですか。

○2番（小柴葉月君） 何を聞かれているのか私はよく分からないのですが、いいですか、もう一回。

○委員長（根本謙一君） 今5点目の部分。

○2番（小柴葉月君） （5）の何を聞かれているのでしょうか。これの何を聞かれているのかがちょっと分からなくなって、私。

○委員長（根本謙一君） 司法の場に不服がある場合は、これは議運の決定に対して、認定という決

定が出た場合に名前の公表になりますね。その名前の公表も含めて認定となったことについて不服がある場合、当該議員が直接司法の場に訴えることになると考えられますねということについて皆さんはどう思われますかというところです。そういう立場に……

○2番（小柴葉月君） どうも思わないです。

○委員長（根本謙一君） どうも思わないって、だからそういうことを……

○2番（小柴葉月君） 何も思わないです。

○委員長（根本謙一君） ということは……

○2番（小柴葉月君） 何も思わないです。

○委員長（根本謙一君） このとおりだということですか。

○2番（小柴葉月君） このとおりというか、別に……

○委員長（根本謙一君） そこをおっしゃっていただきたい。小柴委員はどう考えますかと。

○2番（小柴葉月君） いや、だって、これ委員長が作ってくれた資料って、戻す理由が書かれているのではないですか。（１）、何々だから戻す、（２）、何々だから戻す、（３）、何々だから戻す、（４）、何々だから戻すということではないですか。別にここに書かれている、不服がある場合は司法の場に訴えることとなると書いてありますけれども、別にだから何なのという話で。

○委員長（根本謙一君） すみません、そこを捉まえて何か判断がつかなかったというのは、私の書き方が悪いのですけれども、表題、一番上、「「第３者委員会の設置」から「有識者の意見参考も」に戻す理由他説明」というふうにしました。私、その戻す理由は１番、それから２番かな、３番。こういう考え方で、ほかの部分も理解できるのではないかと、こういうふうと考えていいのではないかと、いうところです。これは全てが変更するための理由として６点を載せたというふうに今捉まえていらっしゃるというふうに思いますけれども、理由は１、２、３番かな、そのほかも説明したいというところでこういう書き方をしました。ちょっと分かりづらかったかもしれません。

○2番（小柴葉月君） となると、私は資料が分からないと言っているのではなくて、何を議論しているのかが分からないから意見を求められても困っていて、今話しているのは第８条の公表等というところをどうするかというのを改めて考え直している時間ということですか。

○委員長（根本謙一君） いえいえ、今までは条例そのものには出てこなかった第三者委員会の設置、これについて議論になってきましたよね、今まで一番。それから、高嶋先生の講評の中でも第三者委員会を設置するということと捉まえての疑問点をいろいろ述べられてきましたよね。こういう問題がありますよ、こういう課題がありますよということを言われてきましたよね。だから、それが一番の論点だなと。このフロー図を見て高嶋先生は多分そういう判断された。それは、この前の話の中でも皆さんからも出ていたではないですか。小柴さんからも出ましたよね。何で、第三者委員会の設置が高嶋先生から出たのだらうと、それはこういう書き方をしたからではないかと、ここを誤解されて、そういう思い込みでああいう公表になったのではないかなという話も出たではないですか。小柴さん

のほうからも出ましたよね。

○2番（小柴葉月君） いや、その話と今の話が何の関係があるのかが分からないのですって言っているのです。その話はその話で理解しています。でも、今みんなが話しているのは、公表をするか、しないかみたいな議論がしまっているではないですか。そんなことって今までの話の流れで議論する必要なくて、もう決まっているから、何で急にその議論が始まっているのかも分からないし、それに対してコメントを求められても、何を答えたらいいのかが分からないというところで分からないのです。

〔「休憩しますか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時12分）

---

再 開 （午後 2時16分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

委員長の私の資料で少し余計な、先走った懸念事項を載せたために、今5点目のことについて少し議論が混乱しているところであります。これについては、司法の場のことですから、議運の決定で全てこの条例に基づく決定はそれで完結しておりますので、それ以降のことについては、ここで議論する必要はないというふうに判断されることでご了解いただけますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員もよろしいですね。

では、そのようにしたいと思います。

では、次に参ります。ほかご意見あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） ケース1とケース2のフローなのですけども、その中に、⑥の下あたりに2分の1以上の場合とかということで書いておくと、このフローをずっと見ると、すぐ分かりやすいのかなと思うのですが、その点……

○委員長（根本謙一君） どころが。

○3番（荒川佳一君） ⑥のハラスメントの認定の下に、議運の決定で先ほど議論があったように2分の1以上の場合については公表するということになっていますので、その辺をちょっと詳しく書いておいたほうがいいのかと思ったのですが、その点どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 過半数では分かりづらいということですか。

○3番（荒川佳一君） あっ、過半数だからいいのか。分かりました。それでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 今の人数割の件なのですが、条例の中には一切うたっていないのですよね、

条例の中には。ですから……

○委員長（根本謙一君） 条例の中にはね。

○12番（横山知世志君） 冒頭に説明された部分は、委員長が皆さんに説明する内容であって、だから3分の2とか2分の1とかというような、過半数とかというような数字というのはどこかに入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） それがあるのです。第8条、公表等がありますよね。ここに「別に定めるところにより」という文言がありますよね。これが要綱としてつくられる部分です。このフロー図が、皆さんがこれでいいよというふうに、このフロー図、いいですよと、全会一致でこれで認められたら、これに基づいて要綱をつくってまいります。普通だと、要綱があつてフロー図をつくるのですが、フロー図を見ながらのほうが議論しやすい。いろいろ考えながら文章を初めやってしまうと、修正するためにいろいろ書換えなどあんなので分かりにくくなってしまうおそれがあるので、初めからフロー図をつくって、いろいろ疑問点を潰しながら、修正しながらやってまいりました。皆さんから、先ほどのようなように、これが認められれば要綱づくりに入ると。また、事務局にご苦勞をかけるわけですけれども、そこでしっかり今のような点も文章化されていくということになります。

ほかにいかがでしょうか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、このフロー図を基にして要綱をつくり上げていくということによろしいですね。皆さん、全員賛成していただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定させていただきます。

ほかに皆さんからなかったら、6番目のこと、ちょっと付け加えて資料も出させていただいていますので、これ例規集、これを見ると、このページが、この部分が出てまいります。先ほど全協で横山知世志議員から問題提起が出されておりましたことから、ここを確認していきたいなと思って出させていただきました。赤マーカーで印をつけてあります。議会運営委員会の仕事として、各事項が議会の運営に関する事項としてたくさんのおつております。その中のチというところが議会内の秩序の取扱い、ネが専門的事項に係る調査、これに今般の問題は当たるだろうと、含まれるだろうという判断の根拠にしております。横山知世志議員としては、議会運営委員会の仕事ではないのではないのかというところで、特別な審査委員会のような、別な委員会を正副議長も含めてつくったほうがいいのではないのかということだったと思いますが、この例規集を見ますと、ここに当たるというふうに考えられることから、この部分は説明がつくというふうに判断をいたしました。その部分が6番目です。

このことについて何かご意見ありましたら。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように根拠として説明するということにしたいと思います。ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、そのように決定いたしました。

ここで10分間、ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時25分）

---

再 開 （午後 2時34分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

それでは、3点ほど確認してまいりたいと思います。

まず、1点目は、ハラスメントの認定、不認定の判断は議運で決定するという事で、過去にちょっと混乱を来してきた第三者委員会の設置ではなくて、議運で全て決定するという事で意思決定したいと思います、委員会として。これでよろしいですね。よろしいですね、皆さん。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定いたします。

2つ目ですけれども、先ほどフロー図を認められたということで要綱をつくることに決定しましたけれども、これを事務局の助力をいただきながら、正副委員長で責任持ってつくり上げるということでご一任いただけますでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定させていただいて、でき次第、委員各位にはファクスで送信させていただきます。

3点目ですけれども、この後、日程の相談になりますけれども、上程する際に提出者を当然記名しなければなりません。ほかの常任委員会等で出される要望書等に賛成者ということで各委員の名前が連なって署名されています。そういう形で上程をさせていただきたいというふうに思いますけれども、つまり全員の名前で上程するという事でいきたいと思いますが、この点についてご異論はありますか。ないですか。

〔「異議なし」「1つだけ」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 山内豪委員はどうしますか、山内豪委員は。

○委員長（根本謙一君） いや、当然委員でありますので、それはお願いすることになります。ただ、何も参加していないので署名するわけにいかないなんていうことになることは私は想定しておりません。初めからつくるべきだということで賛同いただいてこの委員会の委員にもなっていたいただいていることからして、しっかりこの資料も当然送られていますよね。御覧になっていただいていると思いま

すので……

○12番（横山知世志君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） そのように理解しております。

では、そのように決定したいと思います。ありがとうございました。

今日の会議の肝要なところはこれで一応整理がついたことになります。ありがとうございました。

それでは、次に今後の日程ですけれども、皆さんのお手元の資料のところにこれだけ書き出しておきました。

ただ、時間の設定ですが、これは関本次長、これ時間の設定ですけれども、動く可能性はあります。日程はこのようでいけると思いますが、動く可能性はあります。

関本次長、よろしくお願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 12月25日、ここは確実なのですが、時間、第2回目の12月会議を開く可能性もありまして、午前、午後、どうなるか分からないので、ちょっと25日だけは空けておいていただいて、時間については追って連絡したいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の説明のようでありますので、この日の開催は確実と言っていいと思いますが、時間の設定がちょっと動く予想もされるというところで踏まえておいていただきたい。よろしくお願いします。

そして、本会議への上程日時ですけれども、令和7年度、年明けまして1月15日、まず1月会議が開かれる、この日程は決まっておりますので、この本会議に上程するという事で設定しております。ここに向かって全てを整えていくというところになります。これでご了解いただけますでしょうか。よろしいですか、異論ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

では、このように決定いたします。

次、その他になりますけれども、皆さんから何かありましたら。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ないようですので、それでは事務局のほうからはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、4のその他ですけれども、特段ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、肝腎要の議長のオブザーバー、10回、本当にご出席いただきありがとうございました。本当に忙しい中、必ず出席をしていただいておりますけれども、第10回で何とかまとめ上げさせていただきました。委員各位のご努力、ご協力に本当に感謝申し上げます。

と思いますが、つぶさにこの特別委員会も含めて近隣町村あるいは全国的な事案も含めて、議長はあっちこっちに出かけておられて、いろんな事例も見て感じておられる中で、この会議をしっかりと見届けてまいりましたので、この際、ご意見あるいはご感想いただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

議長、お願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 皆さん、大変お疲れさまでした。

今回、第10回目の議会改革推進特別委員会ということで、長時間を費やして、この会津美里町のハラスメント防止条例について綿密な議論をされてきたということは私としてもありがたく思いますし、これだけ議論を重ねておるものですから、本当に自信を持ってこれが提出されて、そして告示に至るところを期待しておりますし、私としても感謝をしております。皆様のご尽力に改めて感謝申し上げたいと思います。

これが議決され世に出ることになれば、ほかの市町村のほうからも恐らく視察なりなんなり、相談なりどんどん来ると思います。私が見ている限り、この委員の皆さんはもうしっかりと議論されて勉強もされてきておりますから、皆さん、本当に特殊な相談とか、そういうものにも対応できるような知識も身につけているのではないかなと思いますので、ぜひ皆さんも自信を持って、このハラスメント防止条例を後押ししていただければと思います。あとは全員協議会で説明して、これから上程されるということですけれども、無事にこれが可決されますことを心よりお祈りいたしまして、私の一言の挨拶とさせていただきます。本当に今までありがとうございました。お疲れさまでした。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

それでは、副委員長。

○副委員長（星 次君） 大変皆様ご苦勞さまでした。

以上をもちまして第10回議会改革推進特別委員会を終了いたします。本当にご協力ありがとうございました。

閉 会 （午後 2時44分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年12月13日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達